（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 3年 5月分）

（会派名 公明党・県民会議 ）

（議員名 柴田佳伸 ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
1 4/26	ホームページサイト 4月分 保守管理費 18,700円×90%=16,830円 を充当します。 本領収証は県議会議員 柴田佳伸宛のものである	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 (90%) 案分の説明 ・議会活動関連のみを掲載	

領収証

No. 047504

柴田 佳伸 殿

令和 3年 4月 26日

			¥	1	8	7	0	0

但し 月分広告料 現金，小切手，振込，手形（ ），相殺
ホームページサイト4月分保守管理費として

上記金額正に領収致しました

収入印紙

明細		
	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	
	相殺	
	合計	

株式会社 東弘社

〒102-0074
東京都千代田区九段南 4-8-21 山脇ビル 12F
TEL. 03-3230-7451(代) FAX. 03-3230-7450

係印

※社印、係印又は署名のなきもの、領収金額および領収日の訂正したものは無効です。

ホームページ維持管理契約書

公明党兵庫県会議員　柴田佳伸（以下「甲」という）と、株式会社東弘（以下「乙」という）は、甲乙間において次の通りホームページ維持管理に関する契約を締結する。

第１条　本サービスの内容
「本サービス」とは、乙が運用するインターネットサーバのハードディスク領域の一部を甲に提供するサービスである。

第２条　利用料金
本サービスの利用料金は月額１７，０００円（消費税別）とする。

第３条 有効期間
本契約は、令和元年６月１１日より１年間とする。
ただし、契約期間満了の際、甲乙双方より別段の申し出のない場合には、更に１年間延長するものとし、以後の満期の際にも同様とする。

第4条　支払い条件
月末締、翌月５日払いとし、甲から乙のへ支払うものとする。

第5条　禁止事項
本サービスは以下の行為を禁止します。
1、ギャンブル、違法コピー配布、ハッキング、ウイルス配布等の法令に反する行為
2、品位を傷つける等の公序良俗に反する行為
3、個人情報を漏らす等のプライバシー侵害行為
4、ジャンクメールの無差別大量配信行為

第6条　解約
解約は、解約日の２ヶ月前までに通知することとする。

第7条　契約の解除
甲が利用料金支払を３ヶ月間延滞した場合、乙は甲の本サービス利用資格を解除できるものとする。

第８条　機密保持
甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上、販売上その他業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第９条　協議

本契約に定めのない事項及び利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

甲及び乙は、以下のとおり契約が成立したので、これを証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各１通を保有する。

令和元年　６月　11日

（甲）

住　　所：兵庫県姫路市北条梅原町 26-4

氏　　名：公明党兵庫県会議員　柴田　佳[redacted]

（乙）

住　　所：東京都千代田区神田[illegible]-8-21　山脇ビル 12F

会 社 名：株式会社東弘

氏　　名：代表取締役　[illegible]

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和 3年 5月分）

（会派名 公明党・県民会議 ）

（議員名 柴田佳伸 ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率		
	共通案分率	50% 25%
	それ以外の案分	
	案分の説明	

2

4/27

ノートパソコンのリース料として、8,030円×50%=4,015円
を充当します。
メーカー:マウスコンピューター
型式:NB500H-A
※リース期間:2020/01/30～2023/01/29

本領収証は県議会議員
柴田佳伸宛のものである

3--4-27 振替 *8,030 NS ﾋﾀﾁC-NBL

リース お申込みの内容（お客様控）

お客さまがお申込みされる会社名(乙)：日立キャピタルNBL株式会社 〒105-6003 東京都港区西新橋一丁目3番1号

申込日は必ずご記入ください

契約番号：後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。

ご注意事項
・お客さまが申込され、または契約された事実に関する情報は、与信判断および与信後の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、当該機関の加盟与信業者および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により利用されます。
・詳細内容は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」をご確認ください。

ご案内
・リースお申込みの内容について日立キャピタルNBLより確認の電話または訪問をさせていただきます。
・お客様から受領した契約書および与信審査のためにいただいた情報は、本契約の成立にかかわらず当社の規定に従って適切に管理処分するものとし、ご返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

新規契約 ／ 満了・再リース入替
レベルアップ解約：他社 <NBL> <日立C> <日立C以外>
NBLレベルアップは旧契約番号を記載

申込日：2020 年 1 月 11 日

私及び連帯保証人予定者は、裏面条項および「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」について承諾の上、リース物件を営業または事業の用に供する目的で申込をします。

お申込み者・賃借人(甲)

会社所在地（自宅の方は自宅住所）	〒670-0945 兵庫県姫路市北条梅原町26-4	代表電話 079(288)2546
会社名（自宅の方は屋号）	フリガナ シバタヨシノブジムショ 柴田佳伸事務所	次ページにご捺印ください
代表者名（自宅の方は本人の署名）	フリガナ 代表者肩書 シバタヨシノブ 柴田佳伸	
生年月日	大㊞平 35 年 7 月 14 日(49 才) 男・女	
自宅住所	〒670-0945 兵庫県姫路市北条梅原町26-4	
自宅電話	079(288)2546	携帯電話 [redacted]

営業内容：県会議員
設立年月日：明 大 昭 平 令和 1 年 6 月 11 日
営業年数：年　従業員数：人
年商：百万円(/)
担当窓口：氏名　部署役職名
住居：[redacted]
居住年数：

書類送付先：○ 会社所在地 ○ 設置場所

連帯保証人予定者①

お名前（本人自署）	フリガナ	次ページにご捺印ください	住居：自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション 借家 アパート
生年月日	大 昭 平 年 月 日(才)	男・女	自宅電話：( )
自宅住所	〒		携帯電話：
勤務先名	部署役職：		勤務先電話：( )
勤務先住所	〒		申込者との関係：

連帯保証人予定者②

お名前（本人自署）	フリガナ	次ページにご捺印ください	住居：自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション 借家 アパート
生年月日	大 昭 平 年 月 日(才)	男・女	自宅電話：( )
自宅住所	〒		携帯電話：
勤務先名	部署役職：		勤務先電話：( )
勤務先住所	〒		申込者との関係：

お支払引落口座

金融機関名	[redacted]
預金種目	[redacted]
口座番号	[redacted]

口座番号は右詰めでご記入ください。

(法人の場合) 法人名とともに代表者肩書や代表者名を金融機関届出名義と同様に正確にご記入ください。
振替日は右記、お支払方法のとおりとなります。

(フリガナ) 口座名義人（預金者のお名前）：シバタヨシノブ
商号：
代表者肩書：
代表者名：柴田佳伸

㊞預金口座振替依頼書に金融機関お届け印をご捺印ください。

リース物件

	物件名	メーカー名	型式／機械番号	台数	ソフトの場合インストールするハードの内容	旧No.
1	ノートパソコン	マウスコンピューター	NB500H-A	1 台		
	設置場所 会社住所と(同じ) 別	部署 TEL				
2				台		
	設置場所 会社住所と(同じ) 別	部署 TEL				
3				台		
	設置場所 会社住所と(同じ) 別	部署 TEL				
4				台		
	設置場所 会社住所と(同じ) 別	部署 TEL				

別紙「物件明細書」添付：(有)➡合計明細( )明細 (無)

リース物件には動産総合保険が付保されています。(ソフトウェア、サービス、解約金等は保険の対象となりません)

※本書面に記載の「NBL」は、日立キャピタルNBL株式会社、「日立C」は、日立キャピタル株式会社を指します。

金額、リース期間月数を訂正した箇所には賃借人の方の訂正印が次のページに必要です。

リース開始日／契約日：後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。

前払リース料：お支払日 20 年 月 日　最終支払月よりさかのぼって充当
前払リース料(消費税等含む)： 円

再リース料(年額)：(月額リース料×12)×1/10に消費税等を加算した合計額相当

月額リース料		
①リース料（消費税等含まず）	7,300	円
②消費税等	730	円
③お支払額（①+②）	8,030	円

④リース期間月数：36 ヵ月　お支払総額(リース料総額)は③×④となります。

お支払方法：
- 初回：2020 年 3 月
- 第2回目：2020 年 4 月
- 口座振替(毎月)：7日 / 27日

お支払方法については、事務手続き等の都合により引き落し月が変更になる場合があります。後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。

口座振替日を必ずお選びください。

納品・検収予定日：月 日

販売店名(売主)：Ben House 〒670-0952 姫路市南条63[redacted] (TEL(079)222-550[redacted] (FAX(079)222-550[redacted]

担当者：[redacted]

取扱 日立キャピタルNBL 店：西日本営業第一部 〒550-0004 大阪府大阪市西区靱本町一丁目11番7号 TEL 06-6530-7111

お客様控

表記の賃借人(以下「甲」という。)は、日立キャピタルNBL株式会社(以下「乙」という。)との間に、次のとおりリース契約を締結します。

第1条(リース契約の成立時点)この契約は、甲が乙に対して、所定の申込書を用いて申込をし、乙が、乙所定の手続きにより承認した時をもって成立するものとします。

第2条(リース物件)(1)乙は、売主から、甲が指定する表記の物件(以下「物件」という。)を買受けて、この契約に定める条件にしたがい甲にリース(賃貸)し、甲はこれを借り受けます。(2)物件の選択、決定に際して甲に帰責があったときでも、乙は一切の責任を負わないものとします。

第3条(開始日、期間)リース(賃貸)期間は、第6条第2項により物件の引渡が完了したことを乙が確認したうえ、乙所定のリース期間開始日欄に記載された日付を起算日として表記の期間とします。甲は、表記のリース期間開始日よりリース期間満了日までは、この契約を解除することはできません。

第4条(リース料等)(1)甲は、乙に対し、表記のリース(賃貸)料を、表記支払方法によって支払います。(2)この契約のお支払引落口座と乙に対する他の債務のお支払いの口座とが同一のときは、乙は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあり、甲はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第5条(前払リース料)(1)甲はこの契約の締結と同時に、この契約の期首の前払リース料として表記の前払リース料を乙に支払うものとします。(2)前払リース料は無利息とし、最終支払月のリース料より前に、順次で自動的に充当されるものとします。ただし、甲がこの契約の一つについても違反し、または第11条第3項、第12条第1項、第2項に該当したときには、乙は前払リース料をもって任意に甲がこの契約に基づいて乙に支払うべき一切の金銭債務の全部または一部に充当することができるものとします。

第6条(物件の引渡)(1)物件は、売主から表記の物件設置場所に届けられるものとし、甲は、物件が搬入されたときは、引渡のときまで善良な管理者の注意をもって甲の負担で完全なものに物件を保管するものとします。(2)甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認するものとします。(3)物件の規格、仕様、性能、設置等に不適合、不完全その他の瑕疵があったときは、甲は直ちにその旨を乙に書面により通知するものとします。甲がこれを怠ったときは、物件は完全な状態で引き渡されたものとみなし、以後乙は一切の責任を負わないものとします。(4)甲が不当に物件の受領を拒んだり、遅らせたりしたときは、この契約を解除されても異議のないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は売主に対して損害賠償の責を負うものとします。

第7条(物件の瑕疵)(1)完全からの物件の搬入が遅延したとき、物件に前条第3項の瑕疵があったとき、または物件に隠れた瑕疵があったときでも、乙は一切の責任を負わないものとします。(2)前項の場合において甲が損害を受けたときは、甲と売主との間で処理解決するものとします。(3)前各項の場合においても、この契約に基づく甲乙間の債務履行義務関係は変更されないものとします。

第8条(物件の保管、使用方法、表示など)(1)乙から甲に対して、物件に乙の所有権を明示する標示、標識などを表示するよう指示があったときは、甲はこれに従うものとします。(2)甲は、物件を、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、乙のために通常の用法に従って保管・使用します。(3)甲は甲の費用負担において物件を常時正常な運転状態または完全な修復の働く状態に維持し、または手入れをするものとします。(4)物件自体およびその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとします。(5)物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または他の工業所有権に抵触したときは、甲は甲の負担と責任により紛争を解決処理するものとします。(6)第4項、第5項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償義務を負担した場合、甲はかかる損害を補償するものとします。(7)乙の善意による承諾を得ることなしに、甲は物件を乙の設置場所以外へ移設することはできません。(8)乙は、いつでも甲の営業所、工場、事業場等に立ち入って物件の現状、運転・保管状況を点検できるものとします。

第9条(租税の負担)(1)乙は、物件に対する固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲はその増額分を乙の請求に従い乙に支払います。(2)甲は、この契約の成立日の翌年に初めて計算した表記の消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)を負担するものとし、消費税等額が増加した場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。(3)甲は、固定資産税以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課されることがある公租公課を各個人のいかんに関わらず負担します。(4)乙が前項の公租公課を納めることなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い直ちかに乙に支払います。

第10条(物件の所有権侵害の禁止など)(1)甲は、物件を他に譲渡したり第三者に使用させたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をすることはできません。(2)甲は、乙の書面による承諾を得ることなしに、次の各号の行為をすることはできません。①物件を他の不動産または動産に定着させること②物件に他のものを附着させ、または改造、換装等え、性能・機能・品質等を変更させる行為をすること(3)この契約による借主の権利を第三者に新規にすること(3)前項①の承諾を求める際、甲は、不動産の所有者等から乙に対して、物件がその不動産に附合しない旨の承諾書または証明書を提出させるものとします。(4)乙の承諾の有無に関わらず、甲が第2項②の行為をした場合、乙から甲に対して要求があったときは、甲は、直ちにその装備を物件に原状回復させるものとします。(5)甲は、物件について他から強制執行その他法律的、事実的な差押がないよう保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは直ちに乙に通知しかつ速やかにその排除等措置をとるものとします。(6)前項において乙が必要な措置をとったときは、甲は、乙の支払った一切の費用を負担するものとします。(7)甲は、この契約に基づいて甲が乙に対して負担するすべての金銭の支払債務を、乙またはその承継人に対する抗弁と相殺することはできません。

第11条(物件の滅失、毀損)(1)物件の引渡までに生じた物件の滅失・毀損についてのすべての危険は、甲の負担とします。(2)物件が毀損したときは、甲の費用で物件を原状回復させるものとします。(3)物件が滅失したときは、甲は乙の指定する方法により、乙所定の算式(これに係る未経過の消費税等相当額を含む。以下同じ。)で算出した金額を一括して直ちに乙に支払うものとします。(4)甲は、第2項の場合には、リース契約は何らの変更なくそのまま存続し、第3項の場合には、乙はリース料金全額の支払完了と同時にこの契約を終了することに同意します。(5)甲が第3項により残リース料金額を支払うときは、これは現状有姿のままで物件の所有権や甲には帰属しないまたは、第三者に対する損害賠償を免れるものとします。ただし、物件の滅失・毀損等または第三者との間の紛争等について一切責任を負わないものとします。

第12条(期限の失効、契約解除等)(1)甲が次の各号の一つでも該当したときは、甲は乙から何らの通知催告を受けることなくして、この契約に基づくリース料の支払いの期限の利益を失うものとし、残リース料全額を直ちに現金で乙に支払うものとします。またこの場合において乙が請求した場合には、甲は物件をただちに乙に返還するものとします。(1)リース料の支払いを1回でも遅滞したとき。(2)差押の仮処分もしくは仮差の仮処分、もしくは公売の処分、強制執行、その他の金銭債権保全または競売の申立を受けたとき。(3)差押・仮差押、強制執行または仮処分などの処分を受けた旨、破産、会社更生に関する申立、または特別清算の申立を受けたこと、もしくは手形交換所から不渡処分を受けたこと、他の契約に基づく支払を怠ったとき、または甲の財務内容の不健全な状態が認められるとき。(4)この契約または他のその他の乙との契約に違反したとき。(5)営業停止、営業許可取消等不適切であり、または営業の継続が困難であると認定されたとき。(6)連帯保証人が連帯保証等に一つでも該当したとき。(7)この他甲に信用不安を生じたとき。(8)連帯保証人が連帯保証人を追加または変更しないとき。(9)甲が乙に対する他の債務について期限の利益を失ったとき。(2)甲が前項の一つでも該当したときは、甲は乙からの通知催告なくしてこの契約を解除できるものとします。この場合、甲は乙の選択により物件を乙の指定する場所に返還するものとします。(3)物件が返還されたときは、乙はこの選択により物件を相当の基準に従って評価するかまたは相当の価額で処分し評価額または処分額から甲のお支払額または処分に要した一切の費用および乙が合理的な基準に従って算出した1カ月間隔算定時の見込残存価額を差し引いた金額を甲が乙に対し残リース料金額または違約による損害金の全部を弁済した場合に限り、残リース料金額または残存価額の全額を限度として、甲に返還するものとします。なお、甲は乙が算定する物件の評価額、処分額または見込み残存価額について異議の申立てはできません。

第13条(遅延利息)甲が債務の弁済を遅滞したときは、支払うべき金額に対し、年14.6%の14年で365日の日割計算の割合による遅延利息を乙に支払うものとします。

第14条(物件の保険)(1)乙は、物件(ただし、ソフトウエアその他保険対象除外物件を除く)につき、乙を保険金受取人とする動産総合保険(地震等や水害等を含む)を乙の選定する保険会社と締結し、リース期間中これを継続するものとします。(2)物件に関する保険料が発生したときは、甲は直ちにその額を乙に通知し、かつ保険金受取人に必要な一切の書類を提出するなど乙に協力するものとします。(3)前項により、保険金が乙に支払われた場合は、次の各号の場合に応じ当該各号の定めに従うものとします。(1)物件が修理可能な場合には、甲は乙に対し保険金を限度として当該物件に対する第1項第3項の損害の支払いを免れます。なお、甲は当該損害と保険金額との差額を直ちに乙に支払うものとします。(2)物件が盗難、または毀損して修理、修復不能の場合には、甲は乙に支払われた保険金を限度として当該物件に対する第1項第3項の損害の支払いを免れます。なお、甲は当該損害と保険金額との差額を直ちに乙に支払うものとします。

第15条(契約の更新終了)(1)リース期間満了の1カ月前までに甲が乙に対して乙所定の終了通知書により、リース終了の通知をしない場合には、この契約は更に再リース料をもって、その他はこの契約と同一条件で1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。ただし、乙がこの更新をしない旨の意思表示をしたとき、または甲が期定の期間までに再リース料を支払わないときは、この契約は終了するものとし、甲は第16条に基づいて物件を返還するものとします。(2)甲は、前項の再リース料を、乙の請求に基づき1年分を一括して前項の期間までに支払うものとします。

第16条(物件の返還)(1)リース期間が満了したとき、または期間前でも第12条第1項、第2項によって乙から甲に対して物件返還の請求があったときは、甲は直ちに物件を乙の指定する場所に返還するものとします。(2)物件の取り外し、運搬など物件の返還に要する一切の費用は甲の負担とします。(3)甲は物件の返還時に物件から通常の損耗を除き原状と異なるときは、甲の責任をもって物件を原状に回復(コンピュータデータなどの消去も含む)します。データ消去が不十分であったことにより甲に損害が生じた場合でも、乙は一切責任を負いません。(4)第1項による物件の返還がなされない場合、乙または乙の代理人は随時物件引取りのため物件の設置場所に立入って物件の占有を回収し、物件を搬出することができるものとします。この場合、甲は乙にこれを妨害してはならず、また乙に対して損害賠償の請求もできません。(5)物件の返還が遅れた場合、甲は返還完了までリース料相当額の損害金を乙に支払うものとします。(6)甲は物件の返還が完了するまで、前条期定のすべての義務を履行するものとします。

第17条(敏権譲渡等の承認)甲は乙の契約に基づく乙が甲に対して有する債権を乙が金融機関などに債権譲渡・担保等入または信託に供すること等(以下「債権譲渡等」という)があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、乙は同債権譲渡等がなされた場合にも乙が甲に債権譲渡等の通知をしないものとします。かかる場合、乙は債権譲受人から債権譲渡等がなされた債権についての通常発行通知書を取得するものとし、甲は、別途通知がない限り、この契約に基づく支払を乙を通じて支払うことによりその債務を免れるものとします。

第18条(権利の移転)乙は甲の承諾を要しないで、この契約上の金銭債務の全部もしくは一部の権利を第三者へ譲渡、個人再しまたは物件に担保を設定することができるものとします。

第19条(連帯保証人)(1)連帯保証人(連帯保証人予定者は、本契約が成立した時に連帯保証人となります。)は、この契約条項を熟知し、甲と連帯してこの契約上の義務を履行するものとします。(2)連帯保証人は、乙が他の連帯保証人を必要・解除しても免責を主張しないものとします。

第20条(甲または連帯保証人に対する通知)(1)甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。①住所、名称、商号または代表者等を変更したとき。②事業の内容に重要な変更があったとき。(2)第12条第1項第2号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。(2)乙において甲または連帯保証人に対する通知をなす必要を生じたときは、前項による通知のない限りこの契約書住所、氏名欄の記載に従って通知を発するをもって足りるものとし、この通知が通常到着すべき時にその通知内容を生ずるものとします。

第21条(費用などの負担)(1)この契約の締結に要する費用および乙に対するリース料の支払いに要する一切の費用は、甲の負担とします。(2)甲は、以下に該当する場合、その事由が発生した際に乙が定めている手数料・費用等にそれに課税される消費税等額を含む)を負担するものとします。①甲の都合により契約内容の変更(物件追加、契約者変更、連帯保証人変更等)を申し出、乙がこれを承諾した場合。②甲が支払を遅延し乙が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合。③リース料の支払猶予等により乙が前倒集金をした場合。④乙が甲または連帯保証人に対し書面による催告をした場合。

第22条(収納代行に関する委託の同意)(1)乙はリース料等の収納事務を乙が選定する収納事務代行会社に委託するものとし、甲は、当該委託先が乙の請求内容に従って甲の預金口座から口座振替を行うために必要な範囲で甲の情報を利用することに予め同意します。(2)前項の収納事務に関し、過日発生が生じた場合は甲乙間で解決するものとします。

第23条(催告事項)(1)、甲及び連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及びそれぞれその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業等暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明に、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。3. 自己、自社等しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。(2) 甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを約します。1. 暴力的な要求行為。2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損しまたは乙の業務を妨害する行為。5. その他前各号に準ずる行為。(3) 甲、連帯保証人または甲もしくは連帯保証人の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の確約に基づく表明・確約に反する事が判明したときは、乙は催告を要しないで契約のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う損害については第12条第2項、第3項、第16条の適用されるものとします。(4) 前項の乙の解除行使により、乙は甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じてもいっ一切の責任を負担しません。

第24条(管轄裁判所の専属)(1)この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、盗難または出品等に、次の各号に該当する取扱いをする場合は、乙の文書による事前の同意を得るものとします。①発出するとき→指定先に持ち出すとき　②使用者を変更または使用場所を変更するとき→(2)甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱をする場合は、「契約条項および外国為替法」の規制などがに米国輸出管理規則など外国の輸出規制法等を確認の上、必要な手続をとるものとします。

第25条(公正証書)甲および連帯保証人は、この契約の履行につき、乙との間に強制執行の認諾のある公正証書を作成なく作成することに合意し、その費用は甲が負担するものとします。

第26条(合意管轄裁判所)甲および連帯保証人は、この契約について訴訟が生じた場合、乙の本社、各支店、営業所のうち乙が選択する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」

以下の条項は、個人情報の保護に関しての条項で、甲は、第1項(以下「甲」という。)または連帯保証人予定者(以下「連帯保証人」という。)が個人である場合に当該個人に適用されます。甲または連帯保証人が法人・団体である場合には、当該法人・団体に関する情報が必要かつ適当の範囲で取得・利用・提供・登録および委託されるお客様のことをいい、また、当該法人・団体の代表者(連帯保証人となる場合を除く。下記第1項)との間の個人情報に関する取引等に基づく個人情報についても、日立キャピタルNBL株式会社が特定機能を満たした上で、第1条に定める目的のための取得・利用することに同意するものとします。

第1条(個人情報の取得・利用)甲および連帯保証人は、本契約(本申込および仮申込を含む。以下同じ)および本契約以外の契約(申込を含む。以下同じ)の与信ならびに与信後の管理(以下総称して「与信関連業務」といいます。)のため、本契約にかかる当下の当社(以下「個人情報」という。)を日立キャピタルNBL株式会社(以下「当社」という。)が特定機能を満たした上で、取得し、利用することに同意します。①属性情報:本契約に関し、甲および連帯保証人が作成した書類に記載した氏名、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族内容、居住状況等、甲および連帯保証人の属性に関する情報。(これらの情報に変更があった場合、変更後の情報を含む。以下同じ)②契約情報:契約の種類、申込日、契約日、物件名、物件代金、割賦内容(リース料総額または割賦販売価格総額)、支払回数(リース期間または販売(割賦)期間)、月々の支払額(リース料または販売(割賦)元金月額)、支払方法、最終引座等、本契約に関する情報。③取引情報:本契約に関する利用残高、支払状況、延滞発生等、甲以外の連帯保証人の属性に関する情報。④支払能力判断または支払途上における支払能力判断のための情報:甲および連帯保証人に関する資産、収入、支出、他のクレジット等の利用、支払、残高等、甲および連帯保証人の支払能力判断または支払途上における支払能力判断のための情報。⑤甲もしくは連帯保証人等または公的機関から適法に取得した住民関等公的機関が発行する書類(写しを含む)の記載事項。⑥官報、電話帳、住宅地図等の公開されている情報。⑦株式会社帝国データバンクおよび株式会社東京商工リサーチから取得した情報に甲および連帯保証人の個人情報を含む企業情報が登録されている場合には、当該情報。

第2条(個人情報の委託)甲および連帯保証人は、乙がその事務(コンピュータ部門、代金決済事務、債権回収事務、契約満了に伴う事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、乙が甲および連帯保証人の個人情報を当該第三者に合理的かつ必要な限度で個人情報の取扱いを委託することに同意します。

第3条(個人情報の与信関連業務以外の販売・利用・提供)(1)甲および連帯保証人は、乙が保護措置を講じた上で、個人情報を与信業務、割賦事業、融資事業並びに信販業務、クレジットその他これに類する業務を営む者(以下「与信関連業務」という。)に対して提供することに同意します。(2)甲および連帯保証人は前項(1)甲および連帯保証人は、乙が保護措置を講じた上で、個人情報を与信関連

作成日 ： 2020/02/13
ページ ： 1/ 2

お問合せ先
担当支店　西日本営業第一部　営業一課
電話　06-6530-7111
(受付時間：平日 09：00～17：00)

670－0945

兵庫県姫路市
北条梅原町２６－４　しばた佳伸事務所内

柴田　佳伸　様

105－0003
東京都港区西新橋１丁目３－１
西新橋スクエア９階

日立キャピタルＮＢＬ株式会社

431111 02131 0002176#
0001/0003 0004628

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。　平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。　敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】

契約番号	1048-3736-4500-00	リース期間		36 ヶ月			
契約種別	リース	リース期間開始日		2020/01/30	リース期間終了日		2023/01/29
販売店名	株式会社　ベンハウス	月額	リース料	7,300円	総額	リース料	262,800円
			消費税等	730円		消費税等	26,280円
物件名	ノートパソコン		お支払額	8,030円		お支払額	289,080円
	※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。	お支払日		27 日	お支払方法		口座振替

【お支払引落口座】

金融機関名	[redacted]	預金種目	[redacted] 口座番号 [redacted]
口座名義人	シバタ　ヨシノブ		

【お支払内容】

(単位：円)

回数	お支払年月	お支払額	内訳 リース料	内訳 消費税等	お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳 リース料	内訳 消費税等	お支払後残高
1	2020/03	8,030	7,300	730	281,050	31	2022/09	8,030	7,300	730	40,150
2	2020/04	8,030	7,300	730	273,020	32	2022/10	8,030	7,300	730	32,120
3	2020/05	8,030	7,300	730	264,990	33	2022/11	8,030	7,300	730	24,090
4	2020/06	8,030	7,300	730	256,960	34	2022/12	8,030	7,300	730	16,060
5	2020/07	8,030	7,300	730	248,930	35	2023/01	8,030	7,300	730	8,030
6	2020/08	8,030	7,300	730	240,900	36	2023/02	8,030	7,300	730	0
7	2020/09	8,030	7,300	730	232,870						
8	2020/10	8,030	7,300	730	224,840						
9	2020/11	8,030	7,300	730	216,810						
10	2020/12	8,030	7,300	730	208,780						
11	2021/01	8,030	7,300	730	200,750						
12	2021/02	8,030	7,300	730	192,720						
13	2021/03	8,030	7,300	730	184,690						
14	2021/04	8,030	7,300	730	176,660						
15	2021/05	8,030	7,300	730	168,630						
16	2021/06	8,030	7,300	730	160,600						
17	2021/07	8,030	7,300	730	152,570						
18	2021/08	8,030	7,300	730	144,540						
19	2021/09	8,030	7,300	730	136,510						
20	2021/10	8,030	7,300	730	128,480						
21	2021/11	8,030	7,300	730	120,450						
22	2021/12	8,030	7,300	730	112,420						
23	2022/01	8,030	7,300	730	104,390						
24	2022/02	8,030	7,300	730	96,360						
25	2022/03	8,030	7,300	730	88,330						
26	2022/04	8,030	7,300	730	80,300						
27	2022/05	8,030	7,300	730	72,270						
28	2022/06	8,030	7,300	730	64,240						
29	2022/07	8,030	7,300	730	56,210						
30	2022/08	8,030	7,300	730	48,180						

【ご連絡事項】
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

リース契約のご確認書

（リース物件のご明細）

作成日 ： 2020/02/13
ページ ： 2/ 2

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件1	物件名	ノートパソコン	数量	1
	メーカー名	マウスコンピューター	型式	NB500H-A
	物件設置場所	兵庫県姫路市北条梅原町２６－４しばた佳伸事務所		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			

431111 02131 0002176
0002/0003 0004629

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 3年　5月分）

（会派名　公明党・県民会議　）

（議員名　柴田佳伸　）

整理番号	使途項目
3 5/10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

播磨時報購読料（R2年5月～R3年4月分の12か月分）
12か月分の6,600円について充当します。

本領収証は県議会議員
柴田佳伸宛のものである

案分率	
共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	(100%)
案分の説明	

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	[redacted]
加入者名	株式会社　播磨時報社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 6 6 0 0
ご依頼人	※ 柴田佳伸 様
料金	日附印 03-05-10 姫路 市役所前 郵便局 (43773) N94120024
備考	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

令和3年　4月　日

柴田　佳伸　様

毎度本紙をご愛読いただき、厚くお礼申し上げます。
下記の通り購読料をご請求申し上げます。
お手数ですが、郵便振替か下記の金融機関に
ご送金お願い申し上げます。

令和2年　5月より	令和3年　4月まで
請求金額	6，600円

[redacted]

《第3種郵便物》
株式会社　播磨時報社
代表取締役　笹間　清豪
〒670-0955 姫路市安田4-33-9
TEL(079)281-0545　FAX(079)285-0094

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 3年 5月分）

（会派名 公明党・県民会議 ）

（議員名 柴田佳伸 ）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
4 5/25	ホームページサイト 5月分 保守管理費 18,700円×90%=16,830円 を充当します。 本領収証は県議会議員 柴田佳伸宛のものである		共通案分率 50% 25% それ以外の案分 (90%) 案分の説明 ・議会活動関連のみを掲載

領収証

№ 047507

柴田 佳伸 殿

令和 3 年 5 月 25 日

			¥	1	8	7	0	0

但し 月分広告料 現金，小切手，(振込)，手形（ ），相殺

ホームページサイト 5月分 保守管理費として

上記金額正に領収致しました

収入印紙

明細		
	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	
	相殺	
	合計	16,830

株式会社 東弘社

〒102-0074
東京都千代田区九段南 4-8-21 山脇ビル 12F
TEL. 03-3230-7451（代） FAX. 03-3230-7450

係印

※社印、係印又は署名のなきもの、領収金額および領収日の訂正したものは無効です。

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和 3年 5月分）

（会派名 公明党・県民会議 ）

（議員名 柴田佳伸 ）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
5 5/27	ノートパソコンのリース料として、8,030円×50%=4,015円 を充当します。 メーカー:マウスコンピューター 型式:NB500H-A ※リース期間:2020/01/30～2023/01/29

案分率

共通案分率	50% 25%
それ以外の案分	
案分の説明	

本領収証は県議会議員
柴田佳伸宛のものである

3--5-27 振替 *8,030 NS ﾋﾀﾁC-NBL

（添付様式２）

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

（令和 3年 5月分）

（会派名 公明党･県民会議 ）

（議員名 柴田佳伸 ）

整理番号	使途項目	案分率
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50%（25%）
6 5/27	ガソリン4,000円×50%＝2,000円を充当します。	それ以外の案分 案分の説明

本領収証は県議会議員
柴田佳伸宛のものである

ENEOS

納品書(領収書)

2021年05月27日 20:04

売上

上 様 M

90-002-016-000000-6
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
[redacted]
レギュラー P-10
27.40L *
146円 ¥4,000
合計 ¥4,000
(消費税10%対象 ¥4,000
内消費税等 ¥364)
お預り ¥5,000
お釣り ¥1,000
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。
株式会社ナカムラ
ＤＤセルフ姫路北条ＳＳ
兵庫県姫路市北条梅原２２０
TEL:079-283-9607 SS-201796
ﾚｼｰﾄNo 6990-04 ﾃﾞｰﾀNo9221-9222
099姫路北条Ｓ 2021/05/28